

中途採用等支援助成金

中途採用拡大コース

企業が、中途採用者の雇用管理制度の整備を行った上で、中途採用者の採用を拡大した場合に助成されます。

助成額

中途採用拡大助成

中途採用者の雇用管理制度を整備し中途採用の拡大(① 中途採用率の拡大、② 45歳以上の方の初採用または ③ 情報公表・中途採用者数の拡大)を図った事業主に対して助成します。

実施区分	助成額	
A 中途採用率の拡大	20ポイント以上向上させた場合	1事業所あたり 50万円
	40ポイント以上向上させた場合	1事業所あたり 70万円
	うちこれまで中途採用を行ったことがない場合	右記+1事業所あたり 10万円
B 45歳以上の方の初採用		1事業所あたり 60万円 または 70万円 (※)
C 中途採用者数の拡大 + 中途採用者数の拡大	中途採用者数拡大助成	1事業所あたり 30万円
	定着助成	上記に加えて 1事業所あたり 20万円

※支給申請日において継続して雇用されている支給対象者の中に、雇入れ時の年齢が60歳以上であって、かつ雇入れ日から6か月以上経過している方がいる場合に、70万円を支給します。



生産性向上助成

中途採用拡大助成の支給を受けた事業主のうち、一定期間経過後に生産性が向上した事業主に対して助成します

実施区分	助成額
A ① 中途採用率の拡大	1事業所あたり 25万円
B ② 45歳以上の方の初採用	1事業所あたり 30万円
C ③ 情報公表・中途採用者数の拡大	1事業所あたり 15万円

申請の流れ

いずれも要件を満たした場合に支給されます。



●中途採用計画の作成 ●中途採用に係る情報の公表
(◎情報公表・中途採用者数の拡大のみ)

中途採用計画を労働局へ提出

A

中途採用率の拡大

B

45歳以上の方の初採用

C

情報公表+中途採用率の拡大

●中途採用者の雇用管理制度の整備 ●対象となる方の雇入れ

助成金支給(1回目)

【中途採用拡大助成】(A,B)

【中途採用者数拡大助成】(C)

助成金支給(2回目)

【定着助成】(Cのみ)

助成金支給(2回目(A,B)3回目(C))

【生産性向上助成】